

マネージドクラウドサービス利用基本規約

「マネージドクラウドサービス利用基本規約」(以下「本規約」といいます)は、ソネット株式会社(以下「弊社」といいます)が提供する各種マネージドクラウドサービスに共通して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、本規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条 (定義)

本規約における用語を以下の通り定義します。

- (1)「法人等」とは、法人若しくはそれに準じる団体又は営利を目的とする個人事業主をいいます。
- (2)「本サービス」とは、弊社が法人等に対し、本規約に基づき各種クラウド環境を提供するサービスをいい、弊社が別紙に定めるものをいいます。
- (3)「契約者」とは、本規約に同意のうえ、本サービスを利用する法人等をいいます。
- (4)「利用資格者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用することができる個人をいいます。
- (5)「個別サービス」とは、本サービスを構成する個々の各種サービスをいい、その詳細は、別紙に定めるものとします。
- (6)「個別規定」とは、弊社が別紙に定める個別サービスの利用に関する個々の規約をいいます。なお、個別規定には、弊社が随時通知又は別途定めるウェブページ上に掲示する条件を含むものとします。
- (7)「サービス仕様書等」とは、個別規定の他、弊社が個別サービスごとに提示するサービス仕様書、サービスレベルアグリーメント、サービスマニュアル又は申込書等(名目の如何は問いません)の個別サービスの品質又はサービスレベル等、個別サービスの詳細を定めたものをいいます。
- (8)「利用契約」とは、契約者が本規約、個別規定及びサービス仕様書等に同意することで弊社との間で成立する各個別サービスに関する利用契約をいいます。
- (9)「ID等」とは、弊社が契約者に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他本サービスを利用するために弊社が契約者に対して付与する記号又は番号をいいます。

第2条 (本規約の運用及び変更)

1. 本規約は、法人等が利用を希望する個別サービスの全部又は一部の利用に関し適用されるものとします。また、個別規定は、該当する個別サービスの利用に関し適用されるものとします。
2. 個別サービスの利用に関し、本規約に定める内容と個別規定又はサービス仕様書等に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規定又はサービス仕様書等に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に通知することにより、本規約、個別規定及びサービス仕様書等を変更できるものとします。但し、本規約、個別規定及びサービス仕様書等の変更内容の詳細については、弊社が別途定めるウェブページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約、個別規定及びサービス仕様書等の変更に関する通知の日から起算して14日以内に、個々の本サービスごとに成立する利用契約の解約を届け出ない場合、契約者によってかかる変更は当該通知の日に承認されたものとみなします。

第3条（契約の成立）

1. 法人等は、本規約並びに該当する個別規定及びサービス仕様書等に同意したうえで、弊社が別途定める手続に従って個別サービスごとの利用を申込みものとし、弊社がこれを承諾し、当該手続が完了した時点で該当する個別サービスごとに利用契約が成立するものとし、
2. 前項に定める申込について、法人等は正確な情報を弊社に届け出るものとし、法人等が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申込を承諾しない場合があり、法人等は予めこれを了承するものとし、
 - (1) 申込内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあった場合。
 - (2) 個別サービスの利用条件を満たしていない場合。
 - (3) 法人等が指定した指定口座について、収納代行会社又は金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。
 - (3) 過去又は現在を問わず、本サービスを含む弊社が提供するサービスに関する利用契約を解除され、若しくはこれらのサービスの提供を停止された場合、又はその虞がある場合。
 - (4) 過去又は現在を問わず、本サービスを含む弊社が提供するサービスに関する債務の履行が滞った場合、又はその虞がある場合。
 - (5) 法人等のうち個人事業主が、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人又は補助人の同意を得ていない場合。
 - (6) 第25条（反社会的勢力の排除）の定め違反する場合、又はその虞がある場合。
 - (7) 業務の遂行上又は技術上支障をきたすと、弊社が判断した場合。
 - (8) 前各号の他、弊社が適当ではないと判断した場合。

第4条（利用契約の変更）

1. 契約者は、個別サービスについて、自己が申込んでいる利用契約の内容の変更を希望する場合、弊社が別途定める手続に従って当該変更を申込みものとし、弊社がこれを承諾し、当該変更に関する手続が完了した時点で該当する個別サービスごとの契約が変更されるものとし、
2. 前項に定める申込については、前条第2項の定めを準用するものとし、

第5条（委託）

契約者は、弊社が本規約に定める弊社の業務又は本サービスの提供の全部又は一部を第三者に委託することがあることを異議なく承諾するものとし、

第6条（契約者に関する情報の変更）

契約者の商号又は所在地等、契約者が本サービスの申込時に弊社に届け出ている情報について変更があった場合は、直ちに弊社に届け出るものとし、

なお、当該変更に関する届け出がない場合は、本サービスの提供ができない場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとし、

第7条（設備等の準備）

1. 契約者は、弊社が本サービスに基づき提供する場合を除き、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続及び設定、回線利用契約の締結並びにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用する個々の本サービスに必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとし、
2. 弊社は、契約者が本サービスを利用するために使用する通信機器、ソフトウェア及びこれらに付

随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システム又はソフトウェアを改造、変更又は追加等、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第8条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、契約者及び利用資格者のみが利用できるものとします。
2. 契約者は、本サービスと同時に又はこれに関連して本サービス以外の弊社又は第三者の各種サービスを利用する場合であっても、かかるサービスに関する規約、契約、利用条件等（名称の如何を問いません）に拘らず、本サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。
3. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自ら又は利用資格者が本サービスを通じて発信する情報、及びこれらの者による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の利用者、第三者及び弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
4. 契約者は、自己の有する資格に基づいて本サービスを利用する利用資格者に対し、本規約、個別規定及びサービス仕様書等において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、弊社に対して、利用資格者による当該義務の違反に関し、当該利用資格者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用資格者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、弊社の指示に従い、当該利用資格者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。
5. 本サービスの利用に関連して、契約者が、他の利用者、第三者若しくは弊社に対して損害を与えた場合、又は契約者と他の利用者若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任において、かかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第9条（料金及び支払い）

1. 契約者は、個別サービスの利用にあたって、弊社が別途定める使用料等の料金を、個別規定又はサービス仕様書等の定めに基づき支払うものとします。
2. 前項に定める料金は、弊社が別途定める場合を除き、月ごとに定められるものとし、利用契約の開始日から発生するものとします。なお、利用契約の始期が月の中途であった場合、個別サービスごとに定める当該料金について、当該月の日数にて日割り計算対応するものとします。但し、利用契約の終期が月の中途であった場合は、個別サービスごとに定める当該料金の日割り計算対応は行わないものとします。
3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、前二項に定める料金及びその支払い方法を変更することができるものとします。但し、料金及びその支払方法の変更の詳細については、弊社が別途定めるウェブページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、料金及びその支払方法の変更に関する通知の日から起算して14日以内に、個別サービスごとに成立する利用契約の解約を届け出ない場合、契約者によってかかる変更は当該通知の日に承認されたものとみなします。
4. 弊社は、いかなる場合においても、契約者によって既に支払われた本サービスに関する料金等を、一切返還する義務を負わないものとします。
5. 契約者が支払期日を経過しても本サービスに関する料金等を支払わない場合、契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、弊社が指定する期日までに支払うものとします。

第10条（産業財産権及び著作権）

1. 契約者は、本サービスを構成するシステム又は本サービスを通じて弊社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）等に関する産業財産権及びこれらに関する著作権が、弊社又は弊社に対して当該システム又は当該情報の利用を許諾した第三者に帰属するものであることを確認します。
2. 契約者は、前項に定めるシステム又は情報等を自己の商業目的（弊社の事前の承諾を得た第三者への本サービスの提供も含みます）にのみ使用するものとします。

第11条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (2) 財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為。
 - (3) 差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉・信用を毀損する行為。
 - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
 - (5) 猥褻、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文書等を送信、掲載若しくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、掲示、表示若しくは販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為。
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
 - (7) 本サービスに含まれるプログラムについて、複写、複製、改変、ネットワーク上へのアップロード、送信又は頒布をする行為。
 - (8) 本サービスの全部又は一部について、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業をする行為。
 - (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - (10) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を不正に書き換える、改ざんする、又は消去する行為。
 - (11) 本サービス、又は第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
 - (12) 大量のメールを送信する等により他の利用者若しくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、若しくはその虞のあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - (13) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為。
 - (14) 他の利用者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (15) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人又は脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
 - (16) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は他の利用者若しくは第三者に危害のおよぶ虞の高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
 - (17) 法令若しくは公序良俗（売春、暴力、残虐）に違反し、又は他の契約者若しくは第三者に不利益を与える行為。

- (18) 前各号に定める行為を助長する行為。
 - (19) 前各号に該当する虞があると弊社が判断する行為。
 - (20) その他、弊社が不適切と判断する行為。
2. 弊社は、何人に対しても、前項に定める契約者の行為が行われないう監視し、又はこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

第12条（本サービスの変更、追加又は廃止）

弊社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止ができるものとします。但し、個別規定及びサービス仕様書等で定める個別サービスの全部を廃止する場合、又は本規約の変更を伴う本サービスの内容の変更、追加若しくは削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に本サービスを利用する契約者にその旨を通知又は弊社が別途定めるウェブページ上に掲示するものとします。なお、本サービスの内容の変更、追加又は削除については、当該掲示の日から起算して14日以内に、個別サービスごとに成立する利用契約の解約を届け出ない場合、契約者によってかかる変更、追加又は削除は当該掲示の日承認されたものとみなし、本サービスの全部の廃止については、契約者はこれを異議なく承諾するものとします。

第13条（弊社が管理する設備の修理又は復旧）

1. 本サービスの利用中に契約者が弊社の管理する設備、システム又は本サービスに異常、故障又は障害を発見した場合、契約者は、自己の設備、ソフトウェア等に異常、故障又は障害がないことを確認したうえ、弊社の管理する設備若しくはシステムの修理又は本サービスの復旧を弊社に請求できるものとします。
2. 弊社の管理する設備、システム若しくは本サービスに異常、故障若しくは障害が生じ、又は弊社の管理する設備若しくはシステムが滅失若しくは毀損し、本サービスを提供できないことを弊社が知った場合、弊社は速やかにその設備若しくはシステムを修理し、本サービスを復旧するよう努めるものとします。

第14条（本サービスの提供の中断）

1. 弊社は、以下のいずれかに該当する、又は該当する虞があると判断した場合、契約者に対する本サービスの提供の全部又は一部を中断、停止又は制限することができるものとします。
 - (1) 天災、地変、その他の非常事態が発生し若しくは発生する虞がある場合。
 - (2) 弊社の管理する設備若しくはシステムの保守を定期的に若しくは緊急に行う場合。
 - (3) 弊社の管理する設備若しくはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
 - (4) 第三者から提供を受けている個別サービスを構成するシステム又はサービス等の提供が中断、停止又は制限された場合。
 - (5) 前各号に定める他、弊社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合。
2. 前項に定める本サービスの提供の全部又は一部を中断、停止又は制限が、電気通信事業法第8条に従い災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱うために行われた場合、又は法令若しくは管轄官公庁の求めるところに従って行われた場合、その他弊社の責めに帰すべからざる事由により行われた場合、弊社はかかる本サービスの提供の中断によって生じた契約者の損害につき一切責任を負わないものとします。
3. 弊社は、本条第1項の規定により本サービスの提供を中断、停止又は制限する場合、弊社が適当と

判断する方法で事前に契約者にその旨を通知又は弊社が別途定めるウェブページ上に掲示するものとします。但し、かかる本サービスの提供の中断、停止又は制限が緊急に必要な場合、又はやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。

第15条（契約者の発信・提供する情報）

1. 契約者又は利用資格者が、本サービスを通じてインターネット上で発信又は提供した情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関連して、他の利用者若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、又は他の利用者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
2. 弊社は、契約者又は利用資格者が本サービスを通じてインターネット上で発信又は提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該契約者に通知のうえ、当該情報を削除する又は弊社の指定する第三者に削除させることができるものとします。
 - （1）契約者又は利用資格者が第11条（禁止事項）第1項各号、個別規定又はサービス仕様書等に定める禁止行為を行った場合。
 - （2）本サービス又は弊社の管理する設備若しくはシステムの保守管理上必要であると弊社が判断した場合。
 - （3）契約者又は利用資格者により登録又は提供された情報量が、契約者に割り当てられた弊社の管理する設備及びシステムの所定の記録容量を超過した場合。
 - （4）前各号に定める他、弊社が必要であると判断した場合
3. 前項の規定にも拘らず、弊社は、契約者又は利用資格者により本サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報が前項の各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。
4. 弊社は、契約者又は利用資格者により本サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこと若しくは削除させたこと、又は当該情報を削除しなかったこと若しくは削除させなかったことにより当該契約者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第16条（ID等の管理）

1. 契約者又は利用資格者は、契約者又は利用資格者が本サービスを利用するために必要なID等の管理責任を負うものとします。
2. 契約者又は利用資格者は、ID等を第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. 契約者又は利用資格者は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
4. 契約者又は利用資格者によるID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。
5. 契約者又は利用資格者は、ID等の失念があった場合、又はID等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第17条（契約者情報の取扱い）

1. 弊社は、契約者が弊社に届け出た情報及び履歴情報（弊社に記録される契約者及び利用資格者による本サービスの利用履歴をいい、以下、同じとします）を、善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。

2. 契約者は、弊社が前項に定める情報及び履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用又は第三者に提供することがあることに同意するものとします。
 - (1) 弊社が契約者に対し、本サービスの追加若しくは変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、又は電話等により連絡する場合。
 - (2) 弊社又は弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝又はその他の案内を、電子メール若しくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、又は契約者又は利用資格者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者又は利用資格者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
 - (3) 弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者情報の統計分析を行い、個々の契約者を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合。
 - (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
 - (5) 第9条（料金及び支払い）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。
 - (6) 契約者から事前に同意を得た場合。

第18条（免責）

1. 弊社は、本サービスの内容及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスの全部又は一部の提供、遅滞、中断、変更、停止若しくは廃止、本サービスを通じて登録、提供若しくは収集された契約者の情報の消失（第13条（弊社が管理する設備の修理又は復旧）に基づく修理又は復旧に起因する情報の消失を含みます）、又はその他本サービスに関連して発生した契約者の損害について、弊社は本規約、個別規定又はサービス仕様書等にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
3. 弊社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、契約者が本サービスの全部又は一部を利用できないことにつき、弊社は一切の責任を負いません。

第19条（損害賠償）

1. 弊社の故意又は重大な過失により、契約者は、個別サービスの利用に関して損害を被った場合、個別規定又はサービス仕様書等に別途定める場合を除き、該当する個別サービスにおける月額の使用料等の料金を上限として当該損害の賠償を請求できるものとします。
2. 前項の場合において、弊社が契約者の損害を賠償するときは、契約者が損害を被った個別サービスにおける翌月分の使用料等の料金と弊社が支払うべき契約者への損害賠償額とを対当額にて相殺する方法によるものとします。

第20条（契約期間及び解約）

利用契約の契約期間及び解約については、個別規定又はサービス仕様書等にて定めるものとします。

第21条（最低利用期間）

1. 個別サービスの最低利用期間及びその起算日については、該当する個別規定又はサービス仕様書等にて定めるものとします。

2. 契約者は、前項に定める最低利用期間の途中で個別サービスに関する利用契約を解約する場合、該当する個別規定又はサービス仕様書等に定める解約違約金を弊社に支払うものとします。

第22条（解除又は本サービスの停止措置）

1. 弊社は、契約者が次の各号の一に該当する場合、事前に通知することなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除又は本サービスの全部若しくは一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 利用契約成立後に、第3条（契約の成立）第2項各号に該当する事由、その他弊社が利用契約の締結を拒否すべき事由が判明したとき。
 - (2) 第6条（契約者に関する情報の変更）に基づく情報の変更の届け出を怠ったことが判明したとき。
 - (3) 第11条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行ったとき。
 - (4) 本サービスの全部又は一部に関する料金等の支払債務の履行遅滞又は不履行があったとき。
 - (5) 解散、合併、営業の重要な部分を譲渡したとき又は資本関係に重要な変更が生じたとき。
 - (6) 監督官庁より、営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき。
 - (7) 振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は支払い停止若しくは支払不能の状態に至ったとき。
 - (8) 破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (9) 第三者により仮差押、仮処分、強制執行を受ける等、資産状況が極度に悪化したとき、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
 - (10) 契約者又は利用資格者が、弊社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務若しくは要求等を強要する、又は嫌がらせを行う等、弊社の業務に支障を来たした場合。
 - (11) 契約者が死亡し、又は権利能力を失った場合。
 - (12) その他、契約者又は利用資格者として不適切又は本サービスの提供に支障があると弊社が判断したとき。
2. 契約者又は利用資格者が本規約、個別規定又はサービス仕様書等に定める義務に違反した場合、弊社は相当の期間を定めて義務の履行を催告し、なお義務が履行されないときは、利用契約の全部又は一部を解除又は本サービスの全部若しくは一部の利用を停止することができるものとします。
3. 前各項の規定による利用契約の全部又は一部の解除は、弊社の契約者に対する損害の賠償請求を妨げないものとします。
4. 契約者において、第1項各号又は第2項に該当する事由が生じたときは、弊社が利用契約の全部又は一部を解除したか否かに拘らず、契約者は弊社に対する一切の債務に関して有する期限の利益を当然に喪失し、当該債務を直ちに弊社に弁済しなければならないものとし、弊社に生じた損害を賠償するものとします。

第23条（未履行債務）

契約者は、原因の如何を問わず利用契約が終了した場合、その時点における契約者の未履行債務については、その後においても当該債務が履行されるまで消滅しないことをあらかじめ承諾するものとします。

第24条（秘密保持義務）

契約者及び弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密（以下「秘密情報」といいます）を、本サービスを利用する以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者における注意をもって管理し、利用契約の有効期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- （1）開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
- （2）開示を行った時点で既に相手方が正当に保有しているもの。
- （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- （4）相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、個別サービスの利用申込み時点において、自己、利用資格者及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約有効期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 契約者は、個別サービスの利用に関して、自ら、利用資格者又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為。
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - （3）脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為。
 - （5）その他前各号に準ずる行為。
3. 弊社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、又は、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき弊社が利用契約の全部又は一部を解除した場合、契約者は、当該利用契約の全部又は一部を解除したことに起因して契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第26条（譲渡禁止）

契約者は、弊社の書面による事前の承諾なく、本規約、個別規定又はサービス仕様書等から生ずる弊社に対する権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保の目的に供して

はならないものとします。

第27条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第28条（協議解決の原則及び管轄裁判所）

1. 本サービスに関連して契約者と弊社との間で問題が生じた場合には、両者間で誠意をもって協議するものとします。
2. 前項による協議をしても解決できず、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この規約は、2015年7月13日から実施します。

2015年10月8日 一部改訂

2015年12月9日 一部改訂

2016年3月9日 一部改訂

2016年6月24日 一部改訂

2016年9月26日 一部改訂

2016年12月20日 一部改訂

別紙

1. 個別サービス一覧

本サービスを構成する個別サービスは、以下の通りとします。

- ・マネージドクラウドポータル
- ・マネージドクラウド with AWS
- ・マネージドクラウド with V シリーズ
- ・マネージドクラウドゲートウェイ
- ・マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービス
- ・バックアップサービス“Arcserve”
- ・オンラインストレージサービス “DirectCloud”
- ・標的型攻撃対策サービス “Yarai”
- ・クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS”
- ・企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice”
- ・統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM”

2. 個別規定

個別サービスに関する各種個別規定を以下の通り定めます。

個別規定 1：マネージドクラウドポータル ご利用規約

「マネージドクラウドポータルご利用規約」は、弊社が提供する各種個別サービスを統合的に管理できるサービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

「ポータルサービス」とは、弊社の各種クラウド環境を提供する個別サービスについて、統合管理を目的としたポータルサイトに関するサービスをいいます。

第2条（料金等）

ポータルサービスの利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（契約期間）

ポータルサービスに係る利用契約の有効期間は、利用契約の開始日が属する月の初日から、契約者が利用するポータルサービス以外の各個別サービスに定められている最低利用期間のうち、最も遅く到来する日までとします。但し、当該各個別サービスが最低利用期間経過後も利用されている場合は、ポータルサービスに係る利用契約は当該各個別サービスが終了するまで存続するものとします。なお、当該各個別サービスに最低利用期間が定められていない場合は、ポータルサービスに係る利用契約の期間はないものとみなします。

第4条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、ポータルサービスに係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する

日の1ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。

2. 前項の定めに拘らず、ポータルサービスに係る利用契約の有効期間の中途であっても、原因の如何を問わず、ポータルサービス以外の各個別サービスに係る利用契約が終了した場合は、当該終了をもってポータルサービスに係る利用契約も終了するものとします。

個別規定2：マネージドクラウド with AWS ご利用規約

「マネージドクラウド with AWS ご利用規約」は、Amazon Web Services, Inc. が提供する AWS (Amazon Web Services) を用いて、弊社が提供するクラウドサービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

「マネージドクラウド with AWS」とは、Amazon Web Services, Inc. が提供する AWS (Amazon Web Services) を用いて、弊社が提供するクラウドサービスをいいます。

第2条（利用条件）

1. マネージドクラウド with AWS は、Amazon Web Services, Inc. が提供する AWS (Amazon Web Services) に関する利用規約、利用条件及び仕様書等、その他一切の定めを準用するものとし、契約者は、これをあらかじめ承諾するものとします。但し、これらの利用規約等の定めに拘らず、マネージドクラウド with AWS の料金の一部の支払いについては、マネージドクラウドサービス利用基本規約第9条（料金及び支払い）第2項に定めるに従うものとします。
2. 契約者は、マネージドクラウド with AWS の利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならぬことをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、マネージドクラウド with AWS に係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の1ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めに拘らず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、マネージドクラウド with AWS に係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

個別規定3：マネージドクラウド with V シリーズ ご利用規約

「マネージドクラウド with V シリーズ ご利用規約」は、弊社が提供するプライベートクラウド環境サービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

この規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「マネージドクラウド with V シリーズ」とは、VMware vSphere と称する専有型プライベートクラウド環境を提供するサービスをいいます。

- (2) 「マネージドクラウド with V シリーズオプション」とは、マネージドクラウド with V シリーズに付随するサービスをいい、その詳細は、サービス仕様書等に定めるものとします。
- (3) 「物理サーバ等」とは、マネージドクラウド with V シリーズの提供に必要な弊社が所有又は管理するサーバ及びネットワーク機器の総称をいいます。
- (4) 「仮想サーバ等」とは、弊社が契約者にマネージドクラウド with V シリーズを提供するために物理サーバ等の内部に設定された領域及び情報の総称をいいます。

第2条 (料金等)

マネージドクラウド with V シリーズの利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条 (利用条件)

契約者は、マネージドクラウド with V シリーズの利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条 (最低利用期間)

マネージドクラウド with V シリーズの最低利用期間は、利用契約の開始日が属する月の初日から、契約者が利用する各マネージドクラウド with V シリーズオプションに定められている最低利用期間の終期のうち、最も遅く到来する日までとします。

第5条 (利用契約の解約・終了)

1. 契約者は、マネージドクラウド with V シリーズに係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにとらえず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、マネージドクラウド with V シリーズに係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第6条 (違約金)

第4条にて定める最低利用期間の途中で、契約者がマネージドクラウド with V シリーズに係る利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が指定する日までに、弊社に違約金として次に掲げる金額を合計した額を支払わなければならないものとします。

- (1) 初期費用の残額
- (2) 最低利用期間中、月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額

第7条 (契約者の責任)

1. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって仮想サーバ等を管理するものとします。
2. 契約者は、物理サーバ等に強制執行その他の法律上又は事実上の処分が行われないう仮想サーバ等を管理するものとします。
3. 前項に規定する処分が行われ、又は行われる虞が生じた場合には、契約者はただちに弊社にその旨を連絡し、かつ、弊社の指示に従い契約者の負担において当該事態の解決を図るものとします。

ます。この場合において、弊社が物理サーバ等の保全のために必要な措置をとるときは、契約者は、弊社に無償で協力し、かつ、弊社が要した費用を負担するものとします。

4. 仮想サーバ等に故障、毀損、不具合その他の事故が生じた場合には、契約者は、速やかに弊社に連絡し、かつ、契約者の負担において弊社の指示のもとで必要な措置を講ずるものとします。
5. 仮想サーバ等の故障、毀損、不具合その他の事故に起因して弊社又は他の利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、契約者は、その損害（物理サーバ等の代替機器の購入費を含みますが、これに限られないものとします）を賠償する責任を負うものとします。

第8条（利用契約終了時の責任）

1. 契約者は、利用契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、マネージドクラウド with V シリーズの利用を終了しなければならないものとします。
 - (1) 保存したデータを消去すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、利用開始時と同一の状態とすること。
2. 契約者が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって契約者に損害が発生した場合には、弊社はその損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が利用契約の終了日までに第1項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、弊社は、次に掲げる措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 第1項各号に掲げる措置
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が必要と判断する措置
4. 弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。
5. 弊社は、第3項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ契約者に請求することができるものとし、契約者は、これを負担します。

個別規定4：マネージドクラウドゲートウェイ ご利用規約

「マネージドクラウドゲートウェイ ご利用規約」は、弊社が提供する各種個別サービスをセキュアに相互接続するサービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

「ゲートウェイサービス」とは、弊社の各種クラウド環境を提供する個別サービスについて、セキュアに相互接続することを目的としたサービスをいいます。

第2条（料金等）

ゲートウェイサービスの利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（利用条件）

契約者は、ゲートウェイサービスの利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならない

ことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、ゲートウェイサービスに係る利用契約を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、ゲートウェイサービスに係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

個別規定5：マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービス ご利用規約

「マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービス ご利用規約」は、弊社が提供する、プライベートクラウド環境サービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

この規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービス」とは、弊社の仮想基盤上で動作する仮想マシン及びゲスト OS（仮想マシン上で動作する OS）を提供するサービスをいいます。
- (2) 「仮想マシン等」とは、弊社の仮想基盤上で動作する仮想マシン及びゲスト OS の総称をいいます。
- (3) 「マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスオプション」とは、マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスに付随するサービスをいい、その詳細は、サービス仕様書等に定めるものとします。
- (4) 「仮想基盤構築機器」とは、マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスにおける仮想基盤の構築に必要な弊社が所有又は管理するサーバ、ネットワーク機器及びハイパーバイザー（仮想マシンを実行するための技術）ソフトウェア等の総称をいいます。

第2条（料金等）

マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスの利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（利用条件）

契約者は、マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスの利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（最低利用期間）

マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスの最低利用期間は、利用契約の開始日が属する月の初日から、契約者が利用する個々の仮想マシン等に設定されている最低利用期間の終期のうち、最も遅く到来する日の翌月末日までとします。

第5条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスに係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにとらえず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスに係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第6条（違約金）

第4条にて定める最低利用期間の途中で、契約者がマネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービス等に係る利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が指定する日までに、弊社に違約金として次に掲げる金額を合計した額を支払わなければならないものとします。

- (1) 初期費用の残額
- (2) 最低利用期間中、月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額

第7条（契約者の責任）

1. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって仮想マシン等を管理するものとします。
2. 契約者は、仮想基盤構築機器に強制執行その他の法律上又は事実上の処分が行われないよう仮想マシン等を管理するものとします。
3. 前項に規定する処分が行われ、又は行われる虞が生じた場合には、契約者はただちに弊社にその旨を連絡し、かつ、弊社の指示に従い契約者の負担において当該事態の解決を図るものとします。この場合において、弊社が仮想基盤構築機器の保全のために必要な措置をとるときは、契約者は、弊社に無償で協力し、かつ、弊社が要した費用を負担するものとします。
4. 仮想マシン等に故障、毀損、不具合その他の事故が生じた場合には、契約者は、速やかに弊社に連絡し、かつ、契約者の負担において弊社の指示のもとで必要な措置を講ずるものとします。
5. 仮想マシン等の故障、毀損、不具合その他の事故に起因して弊社又は他の利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、契約者は、その損害（仮想基盤構築機器の代替機器の購入費を含みますが、これに限られないものとします）を賠償する責任を負うものとします。

第8条（利用契約終了時の責任）

1. 契約者は、利用契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、マネージドクラウド with bit-drive 仮想マシンサービスの利用を終了しなければならないものとします。
 - (1) 保存したデータを消去すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、利用開始時と同一の状態とすること。
2. 契約者が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって契約者に損害が発生した場合には、弊社はその損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が利用契約の終了日までに第1項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、弊社は、次に掲げる措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 第1項各号に掲げる措置
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が必要と判断する措置

4. 弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。
5. 弊社は、第3項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ契約者に請求することができるものとし、契約者は、これを負担します。

個別規定6：バックアップサービス“Arcserve”ご利用規約

「バックアップサービス“Arcserve”ご利用規約」は、弊社が提供するバックアップ及びリカバリサービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

この規約における用語を以下の通り定義します。

- (1)「バックアップサービス“Arcserve”」とは、契約者が有するデータ等のバックアップ及びリカバリツールを提供するサービスをいいます。」
- (2)「本ソフトウェア」とはバックアップサービス“Arcserve”の利用に必要な、契約者が有するデータ等のバックアップ又はリカバリを可能とするソフトウェアといいます。

第2条（料金等）

バックアップサービス“Arcserve”の利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（利用条件）

契約者は、バックアップサービス“Arcserve”の利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（最低利用期間）

バックアップサービス“Arcserve”の最低利用期間は、利用契約の開始日が属する月の初日から1年間とします。

第5条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、バックアップサービス“Arcserve”に係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにも拘らず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、バックアップサービス“Arcserve”に係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第6条（違約金）

第4条にて定める最低利用期間の途中で、契約者がバックアップサービス“Arcserve”に係る利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が

指定する日までに、弊社に違約金として次に掲げる金額を合計した額を支払わなければならないものとします。

- (1) 初期費用の残額
- (2) 最低利用期間中、月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額

第7条（利用契約終了時の責任）

1. 契約者は、利用契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、バックアップサービス“Arcserve”の利用を終了しなければならないものとします。
 - (1) 本ソフトウェアの利用を終了し、本ソフトウェアを消去すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が求める状態にすること。
2. 契約者が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって契約者に損害が発生した場合には、弊社はその損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が利用契約の終了日までに第1項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、弊社は、次に掲げる措置を講じることができるものとします。
 - (1) 第1項各号に掲げる措置
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が必要と判断する措置
4. 弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。
5. 弊社は、第3項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ契約者に請求することができるものとし、契約者は、これを負担します。

第8条（契約者情報の提供）

契約者は、バックアップサービス“Arcserve”に係る利用契約の管理及び契約者との連絡のため、第三者に契約者情報を提供することに同意するものとします。

個別規定7：オンラインストレージサービス“DirectCloud”ご利用規約

「オンラインストレージサービス“DirectCloud”」は、弊社が提供するオンラインストレージサービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

この規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「オンラインストレージサービス“DirectCloud”」とは、契約者が有するデータ等を保存及び共有する仮想領域を提供するサービスをいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とはオンラインストレージサービス“DirectCloud”の利用に必要な、契約者が有するデータ等を保存及び共有することを可能とするソフトウェアといいます。

第2条（料金等）

オンラインストレージサービス“DirectCloud”の利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（利用条件）

契約者は、オンラインストレージサービス“DirectCloud”の利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（最低利用期間）

オンラインストレージサービス“DirectCloud”の最低利用期間は、オンラインストレージサービス“DirectCloud”の無料提供が終了し、有料提供を開始した日が属する月の初日から1年間とします。なお、契約者から弊社に対して、当該期間満了月の2ヶ月前までに解約の通知がない場合、当該期間満了月の翌月初日から1年間を新たな最低利用期間とし、以降も同様とします。

第5条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、オンラインストレージサービス“DirectCloud”に係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、オンラインストレージサービス“DirectCloud”に係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第6条（違約金）

第4条にて定める最低利用期間の途中で、契約者がオンラインストレージサービス“DirectCloud”に係る利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が指定する日までに、弊社に違約金として次に掲げる金額を合計した額を支払わなければならないものとします。

- (1) 初期費用の残額
- (2) 最低利用期間中、月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額

第7条（利用契約終了時の責任）

1. 契約者は、利用契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、オンラインストレージサービス“DirectCloud”の利用を終了しなければならないものとします。
 - (1) 本ソフトウェアの利用を終了し、本ソフトウェア及び契約者が登録したデータを消去すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が求める状態にすること。
2. 契約者が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって契約者に損害が発生した場合には、弊社はその損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が利用契約の終了日までに第1項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、弊社は、次に掲げる措置を講ずることができるものとします。なお、オンラインストレージサービス“DirectCloud”を無料で利用している場合で、かつ契約者による最終利用日から6か月以上経過している場合、弊社は契約者に対する特段の意思表示なく契約者との利用契約を解約することができ、次に掲げる措置を講ずることができるものとします。

- (1) 第1項各号に掲げる措置
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が必要と判断する措置
4. 弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。
5. 弊社は、第3項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ契約者に請求することができるものとし、契約者は、これを負担します。

個別規定8：標的型攻撃対策サービス“Yarai”ご利用規約

「標的型攻撃対策サービス“Yarai”ご利用規約」は、弊社が提供する標的型攻撃対策セキュリティソフトに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

この規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「標的型攻撃対策サービス“Yarai”」とは、契約者が所有するパーソナルコンピューターをハッキング行為等から防御するためのツールを提供するサービスをいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは標的型攻撃対策サービス“Yarai”の利用に必要なセキュリティソフトウェアといいます。

第2条（料金等）

標的型攻撃対策サービス“Yarai”の利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（利用条件）

契約者は、標的型攻撃対策サービス“Yarai”の利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（最低利用期間）

標的型攻撃対策サービス“Yarai”の最低利用期間は、利用契約の開始日が属する月の初日から1年間とします。なお、契約者から弊社に対して、当該期間満了月の2ヶ月前までに解約の通知がない場合、当該期間満了月の翌月初日から1年間を新たな最低利用期間とし、以降も同様とします。

第5条（利用契約の解約・終了）

- 1. 契約者は、標的型攻撃対策サービス“Yarai”に係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
- 2. 前項の定めによらず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、標的型攻撃対策サービス“Yarai”に係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第6条（違約金）

第4条にて定める最低利用期間の途中で、契約者が標的型攻撃対策サービス“Yarai”に係る利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が指定する日までに、弊社に違約金として次に掲げる金額を合計した額を支払わなければならないものとします。

- （1）初期費用の残額
- （2）最低利用期間中、月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額

第7条（利用契約終了時の責任）

1. 契約者は、利用契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、標的型攻撃対策サービス“Yarai”の利用を終了しなければならないものとします。
 - （1）本ソフトウェアの利用を終了し、本ソフトウェアを消去すること。
 - （2）前号に掲げるもののほか、弊社が求める状態にすること。
2. 契約者が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって契約者に損害が発生した場合には、弊社はその損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が利用契約の終了日までに第1項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、弊社は、次に掲げる措置を講じることができるものとします。
 - （1）第1項各号に掲げる措置
 - （2）前号に掲げるもののほか、弊社が必要と判断する措置
4. 弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。
5. 弊社は、第3項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ契約者に請求することができるものとし、契約者は、これを負担します。

個別規定9：クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” ご利用規約

「クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” ご利用規約」は、弊社が提供するクラウド運用監視サービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

この規約における用語を以下の通り定義します。

- （1）「クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS”」とは、契約者が各クラウド事業者のクラウドプラットフォーム上に構築され運用されているシステムを対象としたリモート運用監視サービスをいいます。
- （2）「本ソフトウェア」とはクラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” の利用に必要なソフトウェアをいいます。

第2条（料金等）

クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” の利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（利用条件）

契約者は、クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” の利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（最低利用期間）

クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” の最低利用期間は、利用契約の開始日が属する月の初日から3ヶ月間とします。

第5条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” に係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” に係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第6条（違約金）

第4条にて定める最低利用期間の途中で、契約者がクラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” に係る利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が指定する日までに、弊社に違約金として次に掲げる金額を合計した額を支払わなければならないものとします。

- (1) 初期費用の残額
- (2) 最低利用期間中、月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額

第7条（利用契約終了時の責任）

1. 契約者は、利用契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” の利用を終了しなければならないものとします。
 - (1) 本ソフトウェアの利用を終了し、本ソフトウェアを消去すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が求める状態にすること。
2. 契約者が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって契約者に損害が発生した場合には、弊社はその損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が利用契約の終了日までに第1項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、弊社は、次に掲げる措置を講じることができるものとします。
 - (1) 第1項各号に掲げる措置
 - (2) 前号に掲げるもののほか、弊社が必要と判断する措置
4. 弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたこ

とによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。

5. 弊社は、第3項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ契約者に請求することができるものとし、契約者は、これを負担します。

第8条（その他）

第9条（料金及び支払い）第2項の定めにかかわらず、クラウド運用監視サービス “Site Care Cloud for AWS” の料金については、日割り計算対応しないものとします。

個別規定 10：企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice” ご利用規約

「企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice” ご利用規約」は、Eugrid 株式会社 が提供する “TrueOffice” と呼ばれるソフトウェアを用いて、弊社が提供するクラウドサービス に関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお 読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

「企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice”」とは、Eugrid 株式会社 が提供 する “TrueOffice” と呼ばれるソフトウェアを用いて、弊社が提供するソリューションパッケー ジサービスをいいます。

第2条（利用条件）

1. 企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice” は、Eugrid 株式会社 が提供す る TrueOffice に関する利用規約、利用条件及び仕様書等、その他一切の定めを準用するものと し、契約者は、これをあらかじめ承諾するものとします。但し、これらの利用規約等の定め に拘らず、企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice” の料金の一部の支払い については、マネージドクラウドサービス利用基本規約第9条（料金及び支払い）第2項に定 めに従うものとします。
2. 契約者は、企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice” の利用に際して、ポ ータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice” に係る利用契約の全 部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに 従って通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、 企業向け次世代PCプラットフォームサービス “TrueOffice” に係る利用契約は、当該終了をも って終了するものとします。

第4条（その他）

契約者は、弊社が別途定める方法に従って、以下各号に定める規約に同意する旨の同意書を提出

しなければならないものとします。

- (1) Eugrid ソフトウェア製品ライセンス規約
- (2) Eugrid ソフトウェア製品保守規約

個別規定 11：統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” ご利用規約

「統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” ご利用規約」は、株式会社コムネットシステムが提供する WatchGuard Technologies 社製の仮想ファイアウォールルータ製品を用いて、弊社が提供する仮想ファイアウォールルータサービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスを利用される場合は、この規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第 1 条（定義）

「統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM”」とは、株式会社コムネットシステムが提供する WatchGuard Technologies 社製の仮想ファイアウォールルータ製品を用いて、弊社が提供する仮想ファイアウォールルータサービスをいいます。

第 2 条（料金等）

統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” の利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第 3 条（利用条件）

契約者は、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” の利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第 4 条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” に係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の 2 ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、原因の如何を問わず、ポータルサービスに係る利用契約が終了した場合、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” に係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第 5 条（その他）

第 9 条（料金及び支払い）第 2 項の定めにかかわらず、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” の料金については、利用契約の開始日の属する月の翌月の初日から起算して、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” に係る利用契約の解約又は解除があった日の属する月の末日までの期間について支払うものとする。